

## 処方（後発品処方・一般名処方）について

- ・ 当院では後発医薬品使用体制加算を届出しており、入院及び外来において、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。
- ・ 医薬品の供給状況により治療計画の見直しや、薬剤変更等の適切な対応を行います。一部の医薬品では一般名処方をし、供給不足の際でも医薬品の提供をしやすくなる体制を整えております。また、その際は十分なお説明を致します。
- ・ その他ご不明な点は、主治医または薬剤師にお尋ね下さい。

**【一般名処方】** お薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方せんに記載することです。  
有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、お薬が提供しやすくなります。

## バイオ後続品の 使用促進について

当院では、厚生労働省の方針に従いバイオ後続品を積極的に採用しております。  
バイオ後続品は先行医薬品と品質・効果がほぼ同じで安全性が確認された薬剤です。  
バイオ後続品を使用することで、薬にかかる経済的負担が軽くなります。  
ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。

## 長期収載品の選定療養費について

令和6年度の診療報酬改定により、令和6年10月より長期収載品と言われる医薬品について、料金の一部を選定療養費として患者様が自己負担することが決まりました。  
長期収載品とは後発医薬品のある先発医薬品の内、一定の要件に合った医薬品となります。  
対象は外来患者様の内服薬、外用薬、注射薬となります。入院患者様は対象外です。

- ・ 選定療養費の対象となる長期収載品とは、後発医薬品が薬価収載された翌月から5年後経過したもの又は、後発医薬品への置換率が50%を超えるものとなります。
- ・ 選定療養費の計算方法は、以下の通りとなります。  
$$(\text{長期収載品の薬価} - \text{最も高い後発品の薬価}) \times \frac{1}{4} \times \text{消費税}$$
- ・ 公費負担の方も対象となります。
- ・ 医師が医療上の必要性があると判断した場合や、後発医薬品の提供が困難な場合は対象外となります。
- ・ 選定療養費とは、厚生労働大臣により定められた、保険診療と併用が認められている自費項目となります。また消費税の対象となります。